

⑥ 1か月児健康診査 償還払いについて

県外の里帰り出産など、委託機関以外で1か月児健康診査を受けられる場合は、受診される医療機関に「1か月児健康診査受診票兼結果票」を提出してください。

【注意事項】

- 受診票を用いて受診をすることで、医療機関から下呂市へ結果を報告することに同意するとみなします。
 - 保健センターが不在の場合がありますので、申請の際は事前にお電話ください。
 - 申請は受診票を利用した日から6か月以内にお願いします。期限を過ぎると助成の申請ができません。
- 1か月児健康診査にかかった費用は、一旦自己負担となります。
受診後『1か月児健康診査助成金交付申請書兼請求書』により、助成額の範囲内で申請（請求）をしてください。

助 成 額

1か月児健康診査の上限額 4,000円

- 助成金の申請（請求）に必要なもの
- 1か月児健康診査助成金交付申請書兼請求書
(HPからダウンロード又は保健センターで受け取る)
 - 1か月児健康診査受診票兼受診票
 - 1か月児健康診査に要した費用のわかる領収書と診療明細書（両方必要）
 - 保護者の通帳またはキャッシュカードの写し
 - 印鑑
 - 母子健康手帳

●問い合わせ先

保健センター（こども家庭センター） 0576-52-1230